

令和7年4月1日から 事業系一般廃棄物処理手数料と産業廃棄物 処分費用を改定します

千歳市環境センター・道央廃棄物処理組合焼却施設において受け入れる事業系一般廃棄物と産業廃棄物の手数料を改定します。令和7年4月1日以降の搬入分から適用となります。

| 区 分 | | 現在の手数料 | 改定後の手数料 | 備考 |
|----------------|--------|--------------|--------------|--------------------|
| 事業系一般廃棄物の処理手数料 | | 180円/10kg | 240円/10kg | |
| 産業廃棄物の処分費用 | 焼却対象ごみ | 251円40銭/10kg | 321円40銭/10kg | 内循環税相当額 (1円40銭) |
| | 破碎対象ごみ | 260円/10kg | 330円/10kg | 内循環税相当額 (10円) |
| | 埋立対象ごみ | 250円/10kg | 320円/10kg | 別途循環税 10円/10kg |

～算定の考え方～

千歳市の各ごみ処理施設でごみを処理するためにかかる費用(処理原価)と、現行手数料との差を解消し、「受益者負担の適正化」を図ることを目的として、経費に基づく手数料の算定等を行い、現行の料金を見直すものです。

事業活動に伴うごみは、事業者自らの責任において適正に処理しなければならないことが法律で定められており、廃棄物を処理するためにかかる費用(処理原価)のうち、廃棄物の種類に応じて、一定の割合を負担していただくこととしています。

- ◆事業系一般廃棄物
処理原価の75%相当を負担していただきます。
- ◆産業廃棄物
処理原価の100%相当を負担していただきます。

～金額の算定方法～

過去6年間(平成29年度～令和4年度)の処理原価の平均は319.35円/10kgでこの金額に上記の排出した方に負担していただく割合を乗じて算定しています。

- ◆事業系一般廃棄物 240円/10kg
- ◆産業廃棄物 320円/10kg

※令和2年度から令和4年度のごみ搬入量が新型コロナウイルス感染症の影響により減少していたことから、平成29年度から令和元年度の平均を補正の値として処理原価を算定しています。

ごみを処理するため にかかる費用 に占める割合

～事業系一般廃棄物の場合～

| | |
|------------------------|-----|
| 税負担(市民) | 25% |
| ごみを出す方 (事業者) の負担 | 75% |

～産業廃棄物の場合～

| | |
|------------------------|------|
| ごみを出す方 (事業者) の負担 | 100% |
|------------------------|------|

ご理解とご協力をお願いします。

千歳市市民環境部環境センター 廃棄物対策課 廃棄物対策係
千歳市美々758番地の54 電話:23-2110 / FAX:23-2492